

様式2（セミナー等用）

報 告 書

平成30年1月30日(火)に開催された「地方議会議員セミナー」を受講いたしましたので、その概要を下記のとおり報告いたします。

平成30年2月15日

名取市議会議長 丹野 政喜 様

会派名 名取市政に女性の声を届ける会
代表 大泉徳子



記

1 研修期間 平成30年1月30日（火）

2 研修場所 (株)地方議会総合研究所 (東京都豊島区池袋)

3 行程表 別紙のとおり

4 参加人員 1名 〈氏名〉 大泉徳子

5 研修内容 別紙のとおり

6 所感 別紙のとおり



平成 29 年度 「名取市政に女性の声を届ける会」 東京研修日程表

平成 30 年 1 月 30 日 (火)

仙台駅 → (東北新幹線) → 東京駅 → (東京メトロ丸ノ内線) → 池袋駅
7:21 8:56

池袋駅 → (東京メトロ丸ノ内線) → 東京駅 → (東北新幹線) → 仙台駅
18:56 20:28

「名取市政に女性の声を届ける会」研修報告書



□実施日：平成 30 年 1 月 30 日（火曜日）10 時～16 時 50 分

□研修先：(株)地方議会総合研究所（東京都豊島区池袋）

□研修内容：「地方議会議員セミナー」

- ① 効果的な質問・質疑を目指して
- ② 一般質問から始める議員提案条例
- ③ 不穏当・不規則発言にどう対応するか

*全国より 36 名の参加



① 「効果的な質問・質疑を目指して」

質問は当該団体の事務全般を対象とし、質問点と意見を発言できる。

質疑は、議題となっている議案等を対象とし、議案等の質問内容や効果を発言できる。

効果的な一般質問を行うに当たって留意したいポイント

- ・執行機関等が公表した数字を確認するだけの質問
- ・質問に数多くの論点を入れすぎて、何を聞きたいのかがぼけてしまう質問。
- ・一般質問としては内容が個別的な事項に基づき過ぎてしまう質問。
- ・合理的な根拠や論拠のない質問
- ・当該地方公共団体が関与できない国等の事務に関する質問。
- ・議員の政治信条の表明に終始する質問。
- ・一問一答を行ううちに何を質問しているのかわからなくなってしまう質問。

より良い答弁を引き出すための方策

- ・執行機関がわかりやすいように、具体的に質問する。
- ・自分が何を質問したいのかを明確に定め、住民の代表としての自覚を持ち、施策の実現を目指す。
- ・質問に起承転結を盛り込む。
- ・市長の立場からも考えてみる。
- ・「善処する」「鋭意検討する」との答弁に対しては（当市執行部は「調査研究する」などの答弁）次回以降の一般質問において、進捗状況を確認することが大切。

一般質問を行うに当たっての準備

- ・一般質問で行いたいと考える事項を箇条書きでよいので、とにかく書き留める。
- ・書き出した項目を事実と意見に分ける。
- ・意見から導き出すことができる事実をさらに書き出す。
- ・事実と主張をつなぐための分析を考える。
- ・事実－分析－主張 とする骨組みが複数作成できたなら、一般質問で述べるべき骨組みに優先順位をつける。

② 一般質問から始める議員提案条例

一般質問の意義は「行政の監視機能」「市民からの注文（政策提案機能）」
残念な一般質問の要因として、論点を入れすぎてぼけてしまう事がある。
枝葉を切る能力が必要。また、個別要求的すぎる質問になってしまわないよう、市民からのメッセンジャーでは無い事、市民の声をうのみにせず、行政の動き、対応をしっかりと調べる。利益代表者になってはいけない。

良い一般質問の要素としては、「主張に一貫性があること」「具体的な目標が示されること」「目標との関係で、執行部に数字やデータを尋ね、聞いた数字やデータを主張に織り込む」

行政の対応を意識する

- ・しばらく様子を見る（静観の構え）
- ・やれる範囲で工夫する
- ・予算をとって対応する
- ・法改正・条例改正をする

行政の「慣性の法則」→動いていることは動き続ける

動いていない事に対しては動かない

議員提案条例は行政監視機能の延長線上にある

解決すべき問題点を見つける



解決すべき方向性を検討する

工夫が足りないのか？ お金で解決できるのか？
法的に措置すべきか？→ 法的措置が必要な部分を「芯」にして条例作成

③ 不穏当・不規則発言にどう対応するか

発言自由の原則・・・議員は議員としての職務を全うするために、議員としての発言が十分保障されること。

発言に対する保障の違い→国会議員は憲法51条で免責の特権がある。これに対し、地方議員は、憲法・地方自治法ともに規定はない。

発言における品位の保持（地方自治132条の趣旨）→
本会議や委員会の場は地方公共団体の事務に関わる公の問題を議論する場であって、議事に関係のない個人の問題を論議すべきではないこと。
無礼の言葉（議員が意見や批判の発表に必要な限度を超えて、議員その他の関係者の正常な感情を反発する言葉）や、私生活にわたる言論や人身攻撃等によって議会の秩序が失われることを防ごうとすること。

不規則発言

- ・黙認される不規則発言→議会の審議を活性化する相槌や掛け声等による野次は場合によってその効用から、ある程度黙認。
- ・問題となる発言→明らかに発言の品位を欠いた特定の人格等に対する誹謗や中傷等の野次は許されない。

不規則発言に対する発言者の対応

原則→不規則発言者に対し無視して発言を続ける。
例外→発言者が看過できないような場合は、議長に対し注意を喚起する発言。

不適当発言への対処法

- ・議事運営における対応→発言の取り消しにより対応
- ・会議録における対応→原則として記載する必要ない
- ・秩序違反としての対応→侮辱に対する処分要求または懲罰による対応

↓

議員は本会議又は委員会において、他の議員から侮辱を受けた時、議長に対し侮辱した議員に懲罰を科する要求することが出来る。

==考察==

これまで、6回10項目について的一般質問を行ったが、執行部に全く届かず響かずの一般質問で終わり、準備不足と再質問の論点の不明瞭さを痛感していた。準備の段階で事実一分析一主張という、事実と主張をつなぐための分析と組み立てが全く出来ていなかった事に今回の研修で気づかされた。

具体的に何をどうしたいのかというイメージを作り上げ、執行部を唸らせる、政策提案につながる一般質問を行いたい。